

第46条 予算委員会は、予算の基本方針及び各部・同好会からの要求に基づき予算案を作成する。

第47条 予算案は、代議員会及び生徒総会の承認を経て成立するものとする。

#### 第10章 会計監査委員会

第48条 会計監査委員会は、各学年1名ずつをもって構成され、その選出は代議員会の指名によるものとする。なお、その任期は、本会役員の前任期に準ずるものとし、会計監査委員長は、会計監査委員の互選により決定する。

第49条 会計監査委員会は、本会会計の調査権・審査権を有し、本会の会計を監査する。

第50条 前条による監査の結果は、定例代議員会においてその報告を行い、生徒総会に報告しなければならない。

#### 第11章 選挙管理委員会及び選挙規則

第51条 選挙管理委員会は、本会の選挙管理機関であって、代議員会の任命する6名の選挙管理委員によって構成され、選挙管理委員長は、選挙管理委員の互選により決定する。

緊急の場合は、代議員による選挙管理委員会を認める。

第52条 選挙管理委員会は、次の場合本規則に基づく普通選挙を施行しなければならない。

- (1) 生徒会長の任期が満了する場合
- (2) 生徒総会において、生徒会長の不信任案が可決されるか、会長の辞表が受理された場合
- (3) 生徒会長が会員の資格を失った場合

第53条 生徒会長の選挙は、任期満了前3週間以内に行う。

ただし、再選挙の場合はこの限りでない。

第54条 生徒会長に立候補する者は、原則として自由立候補とする。自由立候補者がいない場合は、学級生徒会で、推薦候補者を選定する。

第55条 選挙の告示は、投票の1週間前に行い、投票の前までに立会演説会を開催する。

第56条 次の場合の投票は、無効とする。

- (1) 正規の投票用紙（選挙管理委員会作成）を用いていないもの
- (2) 候補者でない者の氏名を記入したもの
- (3) 2名以上の氏名を記入したもの
- (4) 候補者の氏名以外のことを記入したもの
- (5) 記入事項の判読できないもの

第57条 開票は、選挙管理委員会によって行われる。なお、各候補者の代理人2名以内は立ち会うことができる。

第58条 すべての会員は、生徒会役員選挙に関して疑問のあるときは、選挙管理委員会に申し出て説明を求めることができる。

ただし、その説明に不満な場合は、さらに代議員会に申し立て、代議員会の決定に従う。

第59条 選挙管理委員会は、次のことがらを施行する。

- (1) 選挙録の作成及び保管
- (2) 選挙の告示及び立会演説会の開催、開票の結果の発表
- (3) 選挙に関する疑問の処理

#### 第12章 会則改正その他

第60条 本会則の改正の発議は、代議員会又は執行部会が行い、発議した機関において原案を作成する。

第61条 本会則の改正は、代議員会の承認を得た後、生徒総会の4分の3以上の賛成により決定される。

第62条 本会役員に欠員を生じた場合は、原則として、所定の手続きによって補う。この際、その任期は前任者の残任期間とする。

第63条 本会における各会合への出席は、委任状を認めない。

第64条 本会と学校側とに意見の相違をきたした場合は、双方協議のうえこれを調整する。

第65条 すべての会員は、生徒会長を適任でないと思うときは、代議員会を通じて生徒総会に不信任案を提出することができる。この際、提出された不信任案を、生徒総会の過半数が支持した場合は、会長はその席を失う。

第66条 本会における各機関の議長は、会員の発言が議事進行上適当でない判断した場合、その発言を拒否することができる。

第67条 すべての会員は、本会における各機関の議長を適任でないと思うときは、不信任案を当該機関に提出することができる。この際、提出された不信任案を当該機関の過半数が支持した場合は、議長はその席を失う。後任の議長は、不信任案提出者が推薦するものとし、当該機関の過半数の支持により決定される。

附 則 この会則は、昭和52年5月16日から施行する。

附 則 この会則は、平成2年4月1日から施行する。

附 則 この会則は、平成20年10月1日から施行する。

附 則 この会則は、平成31年5月22日から施行する。